

令和7年度

静岡県公衆浴場入浴料金協議会

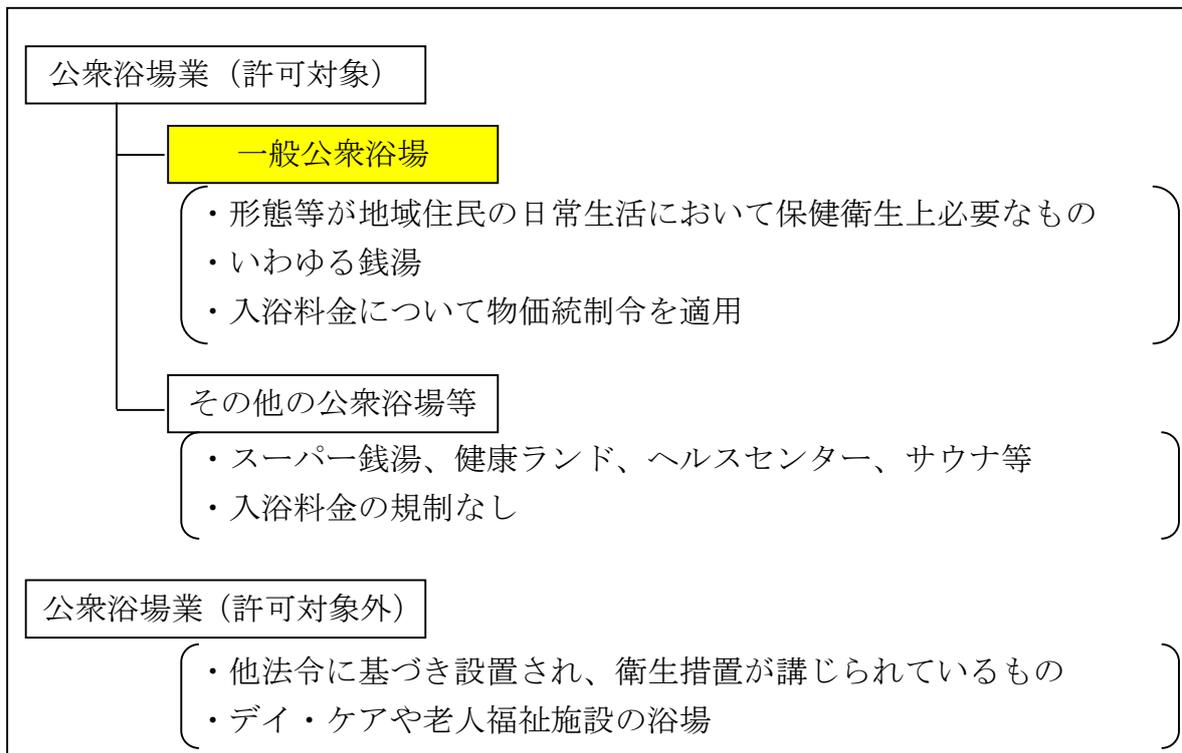
静岡県健康福祉部生活衛生局

目 次

1	公衆浴場の入浴料金について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	公衆浴場の現状	
	（1）静岡県内の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（2）全国の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	（3）公衆浴場経営実態調査結果・・・・・・・・	7
	（4）利用者アンケート結果・・・・・・・・	13
3	公衆浴場入浴料金算定方法等・・・・・・・・	15

1 公衆浴場の入浴料金について

(1) 公衆浴場の類型



(2) 物価統制令の適用

公衆浴場（銭湯）の入浴料金については、利用者の日常生活に与える影響が大きいため、物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づき、知事はその上限価格を統制額として指定している。

統制額の指定に当たっては、入浴料金協議会を設置してその意見を聞き、適正な入浴料金の統制額の指定を行うこととされている。

なお、物価統制令においては、統制額を超える契約、支払い又は受領の禁止を規定するのみであり、統制額以下の支払い等を禁止するものではない。したがって、統制額の範囲内であれば、地域の状況を鑑みながら、各施設において入浴料金を決定できることとされている。

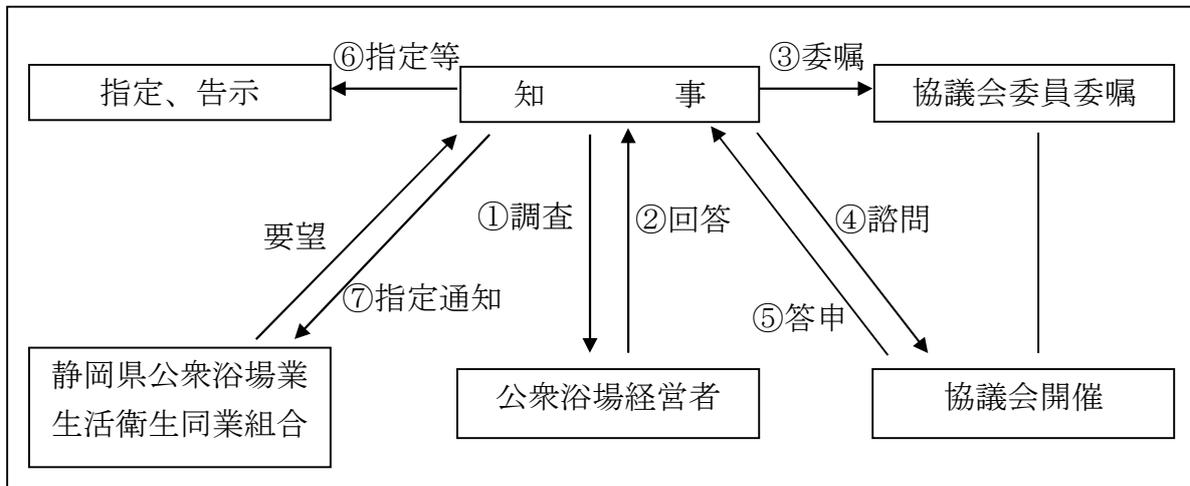
(3) 統制額改定の検討背景

本県においては、昭和 38 年以降、現在まで 29 回にわたり統制額の改定を行い、現在の統制額は令和 5 年 10 月 1 日から施行している。

しかしながら、現行の統制額が令和 5 年 10 月に改正してから 2 年が経過し燃料価格の高騰等の社会経済状況が変化していることや、近年全国的に改定に向けた動きが見られること、静岡県公衆浴場業生活衛生同業組合から要望があったことなどから、統制額の改定を検討することとした。

このため、公衆浴場の経営実態調査及び利用者アンケート調査を実施し、その結果を踏まえて統制額の改定について静岡県公衆浴場入浴料金協議会に諮問し、協議会からの答申を統制額の改定に反映する。

○入浴料金の改定にかかる協議会の位置付け



2 公衆浴場の現状

2-(1) 静岡県内の現状

○表1 公衆浴場入浴料金統制額の推移 (単位：円)

区分 指定日等	大人 (満12歳以上)	中人 (満6歳以上 12歳未満)	小人 (満6歳未満)	備考
S52. 3. 25	130	60	40	洗髪料40
S54. 10. 1	150	70	〃	〃
S56. 1. 16	180	80	〃	〃
S58. 2. 11	200	90	〃	〃
S61. 8. 22	240	100	50	廃止
H1. 9. 1	260	〃	〃	消費税導入(3%)
H3. 12. 1	280	〃	〃	—
H6. 3. 4	300	120	60	—
H8. 3. 25	320	〃	〃	—
H10. 2. 20	340	〃	〃	消費税増税(5%)
H17. 4. 1	360	140	70	—
H26. 4. 1	400	160	80	消費税増税(8%)
R1. 10. 1	450	180	90	消費税増税(10%)
R5. 10. 1	490	200	100	—

○表2 公衆浴場施設数の推移 (各年度3月末日現在)

年度	H7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施設数	45	41	38	36	33	29	27	26	24	24	22
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	…	R7
施設数	22	21	20	19	19	16	14	12	11	…	9

*令和7年度は10月末現在

○表3 県内の銭湯の入浴料金一覧 (令和7年公衆浴場経営実態調査より)

所在地	浴場 No.	大人 (490円)	中人 (200円)	小人 (100円)
下田市	1	490	200	100
熱海市	2	300	150	80
沼津市	3	休業中		
富士市	4	490	200	100
焼津市	5	490	200	100
湖西市	6	400	150	100
静岡市	7	450	200	100
	8	470	200	100
浜松市	9	400	200	100
統制額上限/施設数		3/8	6/8	7/8

○表 4 県内各市の補助制度

所在地	整備費補助金制度	水道料減免措置		固定資産税 減免措置	その他助成 制度
		上水道	下水道		
下田市	設備改善事業費補助金※ ・事業費の上限を 150 万円として、1/2 を行政が補助（市と県で 1/4 ずつ負担。）	—	○	○	都市計画税 減免
熱海市		—	—	○	—
沼津市		○	○	○	—
富士市		—	—	○	—
湖西市		○	○	○	—
焼津市	—	—	○	—	入湯税 免除
静岡市 (政令市)	—	—	○	○	都市計画税 減免
浜松市 (政令市)	—	○	○	○	—
合 計 市町 8	5	3	6	7	3

※国及び地方公共団体は、以下のとおり、公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならないとされており、県は、設備改善に係る補助事業を実施している。

(参考)

○公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律

(国及び地方公共団体の任務)

第三条

公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。

2-(2) 全国の現状

○表5 都道府県別の公衆浴場入浴料金統制額の分布（大人）

統制額	都道府県名	
	R5. 10. 1 時点	R7. 10. 1 時点
600		大阪
550		東京 神奈川 <u>京都</u> 鳥取 福岡
530		愛知
520	東京 大阪	
500	神奈川 岐阜 愛知	<u>北海道</u> 埼玉 千葉 長野 富山 <u>石川</u> 岐阜 <u>広島</u>
490	<u>北海道</u> <u>石川</u> <u>静岡</u> 滋賀 <u>京都</u> 兵庫 ※全国6位	<u>福井</u> <u>静岡</u> 滋賀 兵庫 <u>和歌山</u> ※全国16位
480	青森 岩手 宮城 埼玉 千葉 新潟 奈良 <u>広島</u> <u>福岡</u>	青森 岩手 宮城 新潟 奈良 <u>岡山</u> <u>山口</u>
470	富山 三重	山梨 三重
460	秋田 栃木	秋田 栃木 鹿児島
450	福島 群馬 福井 鳥取 <u>岡山</u> <u>山口</u> 徳島 香川 愛媛 高知 熊本	福島 群馬 徳島 香川 愛媛 高知 <u>佐賀</u> 熊本
440	<u>長野</u> <u>和歌山</u>	
430	山梨 島根 大分	島根 大分
420	鹿児島	
400	長崎	長崎
370	沖縄	沖縄
350	茨城 宮崎	茨城 宮崎
300	山形	山形
280	<u>佐賀</u> ※	

- ・令和5年10月以降に料金改定したのは21自治体（下線）。平均改定幅は約50円。
- ・令和5年10月1日時点で本県と同額の490円であった6自治体のうち、3自治体において料金改定が実施されている（右欄口で表示）。
- ・岩手、宮城、秋田、山形、茨城、島根、高知、佐賀、宮崎は組合なし。
- ・佐賀県は洗髪料を設けていた（統制額に洗髪料は含まない）が、R6. 3. 1の料金改定にあわせて廃止。

○表6 都道府県別の公衆浴場入浴料金統制額一覧表

都道府県名		入浴料金(R7. 10. 1時点)			施行日	施設数 (R7. 3月末時点)
		大人	中人	小人		
1	北海道	500	150	80	令和6年10月1日	188
2	青森県	480	170	80	令和5年4月10日	261
3	岩手県	480	170	80	令和2年4月1日	6
4	宮城県	480	160	90	令和5年1月1日	6
5	秋田県	460	130	90	平成31年1月1日	12
6	山形県	300	120	80	平成7年4月1日	0
7	福島県	450	150	90	平成30年4月1日	9
8	茨城県	350	130	70	平成10年3月1日	1
9	栃木県	460	200	100	令和5年2月15日	8
10	群馬県	450	200	100	令和5年8月1日	12
11	埼玉県	500	200	70	令和6年4月1日	30
12	千葉県	500	170	70	令和5年12月1日	32
13	東京都	550	200	100	令和6年8月1日	429
14	神奈川県	550	220	100	令和7年3月1日	109
15	新潟県	480	150	70	令和5年1月1日	24
16	富山県	500	180	100	令和7年3月1日	65
17	石川県	500	150	70	令和7年5月1日	59
18	福井県	490	160	70	令和6年1月1日	14
19	山梨県	470	170	70	令和7年4月1日	22
20	長野県	500	170	80	令和6年4月1日	30
21	岐阜県	500	180	100	令和5年4月1日	17
22	静岡県	490	200	100	令和5年10月1日	9
23	愛知県	530	180	100	令和7年4月1日	59
24	三重県	470	150	70	令和5年4月1日	18
25	滋賀県	490	150	100	令和5年5月1日	22
26	京都府	550	200	100	令和7年4月1日	132
27	大阪府	600	200	100	令和7年4月1日	354
28	兵庫県	490	180	80	令和5年1月11日	138
29	奈良県	480	200	100	令和5年10月1日	15
30	和歌山県	490	170	100	令和6年4月1日	27
31	鳥取県	550	200	100	令和7年5月1日	16
32	島根県	430	160	90	令和5年5月1日	1
33	岡山県	480	200	100	令和7年8月1日	11
34	広島県	500	200	100	令和7年8月1日	42
35	山口県	480	170	90	令和7年3月1日	15
36	徳島県	450	150	70	令和5年1月1日	23
37	香川県	450	150	60	令和5年10月1日	14
38	愛媛県	450	150	60	令和5年4月1日	23
39	高知県	450	150	60	令和5年10月1日	7
40	福岡県	550	200	100	令和7年4月1日	23
41	佐賀県	450	150	100	令和6年3月1日	1
42	長崎県	400	150	80	令和5年4月1日	12
43	熊本県	450	150	80	令和4年11月1日	57
44	大分県	430	160	80	令和4年12月27日	125
45	宮崎県	350	130	60	平成20年2月1日	9
46	鹿児島県	460	150	80	令和5年12月25日	242
47	沖縄県	370	170	100	平成18年2月11日	1

・各項目の上位の料金は以下のとおり。

<大人> 大阪府(600円)、東京都ほか4県(550円)、愛知県(530円)

<中人> 神奈川県(220円)、静岡県ほか11県(200円)、富山県ほか3県(180円)

<小人> 静岡県ほか19県(100円)、宮城県ほか4県(90円)、北海道ほか10県(80円)

2-(3) 公衆浴場経営実態調査結果（令和7年3～4月実施）

表1 1日当たり入浴客数の状況

（1施設当たり 単位：人）

調査年 区分	調査年											
	H2	H8	H15	H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
大 人	50.0	46.5	41.4	35.5	34.9	32.0	31.2	28.4	29.7	36.0	34.8	43.7
中 人	3.3	2.4	1.5	1.3	1.6	1.3	1.4	1.3	1.7	2.3	2.2	2.3
小 人	2.5	1.3	0.8	0.8	1.7	1.0	0.9	0.9	1.2	0.8	0.9	1.0

表2 1施設当たりの従業者数の状況

調査年 区分	調査年												
	平成2年		平成8年		平成15年		平成25年		平成30年		令和元年		
	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	
従業者数	1人	2	3.3	3	7.5	3	13.6	2	16.7	1	11.1	1	10.0
	2人	30	50.0	16	40.0	8	36.4	6	50.0	3	33.3	4	40.0
	3人	22	36.7	12	30.0	7	31.8	3	25.0	5	55.6	5	50.0
	4人	6	10.0	8	20.0	2	9.1	1	8.3	-	-	-	-
	5人以上	-	-	1	2.5	2	9.1	-	-	-	-	-	-
	計	60	100	40	100	22	100	12	100	9	100	10	100
平均従業者数	2.5		2.7		2.6		2.5		2.4		2.4		

調査年 区分	調査年												
	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年		
	施設数	比率											
従業者数	1人	1	10.0	1	10.0	1	10.0	1	10.0	1	12.5	1	12.5
	2人	4	40.0	4	40.0	4	40.0	6	60.0	5	62.5	5	62.5
	3人	5	50.0	4	40.0	4	40.0	2	20.0	2	25.0	2	25.0
	4人	-	-	1	10.0	1	10.0	1	10.0	0	0.0	0	0.0
	5人以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	10	100	10	100	10	100	10	100	8	100	8	100
平均従業者数	2.4		2.5		2.5		2.3		2.2		2.2		

*端数処理のため内訳比率の計は、必ずしも100%に一致しない。

*回答があった施設のみ

表3 従業者の内訳の状況

調査年		平成2年		平成8年		平成25年		平成31年		令和5年		令和6年		令和7年	
		人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
内 訳	経営者	54	35.8	38	35.8	10	40.0	10	41.7	10	43.4	8	47.1	8	47.1
	家族従事者	64	42.4	45	42.5	13	52.0	12	50.0	11	47.8	7	41.2	7	41.2
	雇用従事者	33	21.9	23	21.7	2	8.0	2	8.3	2	8.7	2	11.8	2	11.8
	計	151	100	106	100	25	100	24	100	23	100	17	100	17	100
平均年齢		65.4		69.5		75.6		76.7		78.7		77.0		78.0	

*端数処理のため内訳比率の計は、必ずしも100%に一致しない。

表4 専業・兼業の状況

調査年		平成2年		平成8年		平成25年		平成31年		令和5年		令和6年		令和7年	
		施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率
専業		26	43.3	15	37.5	5	50.0	4	40.0	4	40.0	4	50.0	4	50.0
兼業		34	56.7	25	62.5	5	50.0	6	60.0	6	60.0	4	50.0	4	50.0
兼 業 種 内 訳	家族浴場・サウナ	7	17.5	6	20.7	2	33.3	2	28.6	1	16.6	1	25.0	1	25.0
	給与所得者	4	10.0	2	6.9	1	16.7	1	14.3	0	0	0	0	0	0
	不動産貸付業	13	32.5	7	24.1	2	33.3	2	28.6	2	33.3	1	25.0	1	25.0
	旅館業	9	22.5	8	27.6	1	16.7	2	28.6	2	33.3	1	25.0	1	25.0
	その他	7	17.5	6	20.7	0	0	0	0	1	16.6	1	25.0	1	25.0
	延べ計	40	100	29	100	6	100	7	100	6	100	4	100	4	100
合計		60		40		10		10		10		8		8	

*複数の兼業業種を持つ施設があるため、兼業種延べ計は兼業施設数と一致しない。

*端数処理のため内訳比率の計は、必ずしも100%に一致しない。

表5 営業日数の状況

調査年		平成2年		平成8年		平成25年		平成31年		令和5年		令和6年		令和7年	
		施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率
無休		4	6.7	1	2.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有 休	月1回休業	1	1.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	月2回休業	9	15.0	9	23.1	-	-	2	20.0	1	10.0	1	12.5	1	12.5
	月3回休業	9	15.0	7	17.9	-	-	2	20.0	1	10.0	1	12.5	1	12.5
	週1回休業	33	55.0	19	48.7	4	40.0	4	40.0	4	40.0	4	50.0	4	50.0
	その他	4	6.7	3	7.7	6	60.0	2	20.0	4	40.0	2	25.0	2	25.0
合計		60		39		10		10		10		8		100	
年平均営業日数		315		314		312		310		294		308		312	

*端数処理のため内訳比率の計は、必ずしも100%に一致しない。

表6 営業時間の状況

調査年 区分	平成2年		平成8年		平成25年		平成31年		令和5年		令和6年		令和7年	
	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率
4時間未満	1	1.7	-	-	-	-	-	-	1	10.0	-	-	-	-
4～5	7	11.7	6	15.0	-	-	1	10.0	1	10.0	2	25.0	2	25.0
5～6	12	20.0	5	12.5	5	50.0	3	30.0	2	20.0	1	12.5	1	12.5
6～7	12	20.0	13	32.5	2	20.0	2	20.0	1	10.0	-	-	-	-
7～8	15	25.0	8	20.0	-	-	1	10.0	1	10.0	1	12.5	1	12.5
8～9	5	8.3	5	12.5	1	10.0	1	10.0	1	10.0	1	12.5	1	12.5
9～10	3	5.0	1	2.5	-	-	1	10.0	1	10.0	1	12.5	1	12.5
10～11	2	3.3	-	-	1	10.0	-	-	1	10.0	1	12.5	1	12.5
11時間以上	3	5.0	2	5.0	1	10.0	1	10.0	1	10.0	1	12.5	1	12.5
合計	60	100	40	100	10	100	10	100	10	100	8	100	8	100
平均営業時間	6時間57分		6時間34分		6時間54分		6時間51分		7時間6分		7時間34分		7時間34分	

*端数処理のため内訳比率の計は、必ずしも100%に一致しない。

表7 使用燃料の状況

調査年 区分	平成2年		平成8年		平成25年		平成31年		令和5年		令和6年		令和7年	
	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率
重油	17	27.9	12	27.9	3	27.3	4	40.0	3	30.0	2	25.0	2	25.0
廃油	22	36.1	13	30.2	5	45.5	4	40.0	4	40.0	3	37.5	3	37.5
灯油	2	3.3	1	2.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑燃料	16	26.2	11	25.6	1	9.0	-	-	-	-	-	-	-	-
温泉	4	6.6	6	14.0	2	18.2	2	20.0	3	30.0	3	37.5	3	37.5
合計	61	100	43	100	11	100	10	100	10	100	8	100	8	100

*複数の燃料を使用する施設があるため、合計欄は回答施設数と一致しない。

*端数処理のため内訳比率の計は、必ずしも100%に一致しない。

表8 使用浴用水の状況

調査年 区分	平成2年		平成8年		平成25年		平成31年		令和5年		令和6年		令和7年	
	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率
井戸水	11	18.3	6	15.0	5	50.0	5	50.0	4	40.0	3	37.5	3	37.5
水道水	18	30.0	6	15.0	1	10.0	1	10.0	2	20.0	-	-	-	-
温泉	3	5.0	3	7.5	-	-	-	-	1	10.0	1	12.5	1	12.5
井戸・水道	19	31.7	21	52.5	2	20.0	2	20.0	2	20.0	2	25.0	2	25.0
水道・温泉	8	13.3	4	10.0	1	10.0	1	10.0	-	-	1	12.5	1	12.5
井戸・水道・温泉	1	1.7	-	-	1	10.0	1	10.0	1	10.0	1	12.5	1	12.5
合計	60	100	40	100	10	100	10	100	10	100	8	100	8	100

*端数処理のため内訳比率の計は、必ずしも100%に一致しない。

表9 経営上の問題

調査年 区分		平成25年	平成31年	令和5年	令和6年	令和7年
		比率 (%)				
1	入浴客の減少	17.4	15.7	13.4	10.8	10.8
2	経費の増加	13.0	9.8	15.3	16.2	13.5
3	施設の老朽化	17.4	15.7	15.3	16.2	16.2
4	設備の老朽化	17.4	15.7	17.3	18.9	18.9
5	料金の低価格	8.7	15.7	1.9	2.7	2.7
6	立地条件の悪化	0	0	0	0	0
7	同業者の競合	0	0	1.9	2.7	2.7
8	燃料の確保	6.5	3.9	3.8	2.7	5.4
9	営業者の高齢化、 病弱等	13.0	11.8	13.4	13.5	13.5
10	家族労働力の高齢化、 病弱等による弱体化	2.2	5.9	11.5	5.4	5.4
11	雇用従業員の確保	0	0	0	2.7	2.7
12	駐車場の確保	4.3	3.9	1.9	2.7	2.7
13	その他	0	2.0	3.8	5.4	5.4
計		100	100	100	100	100

* 端数処理のため内訳比率の計は、100%に一致しない。

表10 今後の経営についての意向

調査年 区分	平成25年		平成31年		令和5年		令和6年		令和7年	
	施設数	比率 (%)	施設数	比率 (%)	施設数	比率 (%)	施設数	比率 (%)	施設数	比率 (%)
今後も続けて経営する	5	50.0	8	80.0	6	60.0	5	62.5	6	75.0
転廃業の方針を固めている	0	0	0	0	2	20.0	0	0	0	0
判断しかねる（無回答含む。）	5	50.0	2	20.0	2	20.0	3	37.5	2	25.0
計	10	100	10	100	10	100	8	100	8	100

○実態調査結果による事業者収支内訳（全8施設平均）

区 分		R6 実績	
収入	入浴料金収入		5,520,507
	物品販売収入		422,594
	補助金等		0
	その他		3,169
	収入 合計		5,892,931
支出	人件費		2,044,644
	その他の支出	用水費	443,331
		燃料費	1,577,919
		光熱費	817,150
		備品費	38,534
		消耗品費	202,757
		修繕費	161,485
		賃借料	353,286
		保険料	112,966
		公租公課	145,886
		減価償却費	809,439
		支払利息	4,149
		会費及び交際費	66,682
		販売物品仕入高	336,886
		その他	283,815
		小計	4,882,240
合計 (A)		6,926,884	
差引		-1,033,953	
入浴客数 (人/日)	大人	40	
	中人	2	
	小人	1	
	大人換算	41.37	
年間営業日数		305	
大人換算年間延入浴者数 (B)		12,617	
一人当たり支出額 (A / B)		549	

* 調査対象年 : 令和6年1月～12月（1年間）

* 調査実施年月 : 令和7年4月

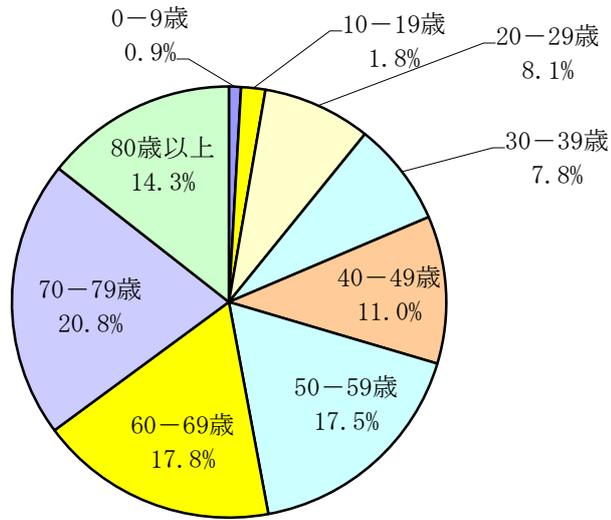
	アンケート回答の内容(料金改定希望の有無)					現在の料金	経営についての意見
	はい	料金	いいえ	回答無	改定についての意見		
1	○	大人 500 中人 小人				大人 490 中人 200 小人 100	【今後】 今後も続けて経営するが、近代化・多角化をはかる意思はない。 【経営上の問題点】 施設・設備の老朽化、営業者の高齢化、病弱等
2		大人 中人 小人	○		厳しい経営状況だが、節約できるところは節約して、お客さんのためにも頑張りたい。	大人 300 中人 150 小人 80	【今後】 今後も続けて経営するが、近代化・多角化をはかる意思はない。 【経営上の問題点】 施設・設備の老朽化、営業者の高齢化
3		大人 中人 小人		○	(聴取り) 料金改定より、補助金だとありがたい。	大人 490 中人 200 小人 100	【今後】 今後も続けて経営するが、近代化・多角化をはかる意思はない。 【問題点】 入浴客の減少、経費の増加、設備の老朽化、営業者の高齢化・病弱等、雇用従業者の確保
4	○	大人 570 中人 250 小人 150			様々な経営努力を行っているが、物価高騰、人件費負担増に加え、温泉使用料の引き上げによるコスト負担により損益は厳しさを増している。入浴料金の引き上げは、経営存続・維持のため不可欠の状況。	大人 490 中人 200 小人 100	【今後】 今後も続けて経営し、経営の近代化や多角化をはかる意思がある(物品販売や商品開発等)。 【経営上の問題点】 経費の増加、料金の低価格、同業者との競合、その他(温泉使用料の値上げによる負担増、最低賃金の引上げによる負担増) 【経営についての意見】 弊社は地域のコミュニティ、健康増進、福祉への貢献のほか、地域の観光振興に寄与する施設(温泉を使った銭湯)としての役割もなっていると考えている。事業の経営存続のため、大局的視点に立った支援をお願いしたい。
5	○	大人 500 中人 小人				大人 400 中人 150 小人 100	【今後】 今後も続けて経営するが、近代化・多角化をはかる意思はない。(できる限り続けたい) 【問題点】 入浴客の減少、経費の増加、施設・設備の老朽化、その他(燃料費、電気料、下水道)
6		大人 中人 小人	○			大人 450 中人 200 小人 100	【今後】 回答なし 【問題点】 入浴客の減少、経費の増加、施設・設備の老朽化、燃料の確保、営業者や家族労働力の高齢化、病弱等、駐車場の確保 【経営についての意見】 年々家庭風呂が普及し、常連客が減少している現状、値上げは厳しい。補助が欲しい。
7		大人 中人 小人		○	物価高騰により経営は困難な状況であるが、お客さんのことを考えると上げにくい。設備も古く、新しい温浴施設にはかなわないので値上げしにくい。 (聴取り) 料金改定より、補助金だとありがたい。	大人 470 中人 200 小人 100	【今後】 今後も経営を続ける。近代化・多角化をはかる意思あり。 【問題点】 入浴客の減少、経費の増加、施設・設備の老朽化 【意見】 老朽化した箇所を直したり、入浴者数の減少を補助するなど、安心して経営ができるようお願いしたい。不安だらけの経営。
8	○	大人 500 中人 小人			(聴取り) お金のやりとりが大変で、400円にしてる。お客さんからは500円でも良いと言われている。	大人 400 中人 200 小人 100	【今後】 今後も続けて経営するが、近代化・多角化をはかる意思はない。 【問題点】 施設・設備の老朽化、営業者の高齢化・病弱等、家族労働力の高齢化、病弱等による弱体化

8 4 3 1

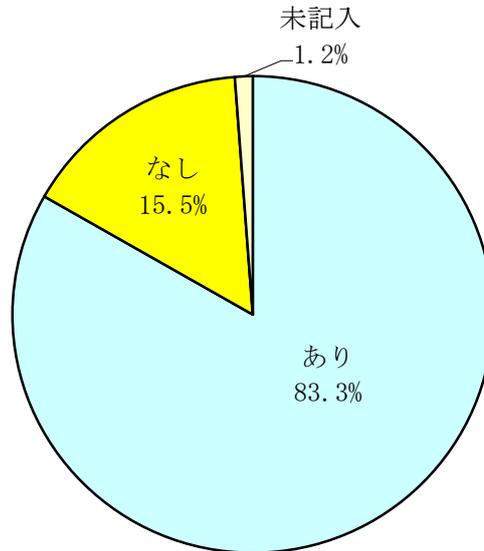
2-(4) 公衆浴場利用者アンケート結果

(対象8施設 回収枚数 669枚 令和7年3～5月実施)

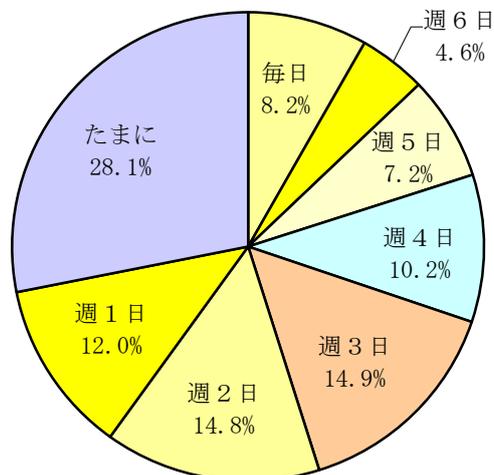
グラフ1 利用者の年齢



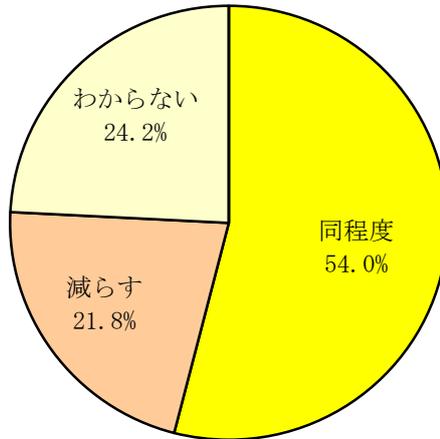
グラフ2 自家風呂の有無



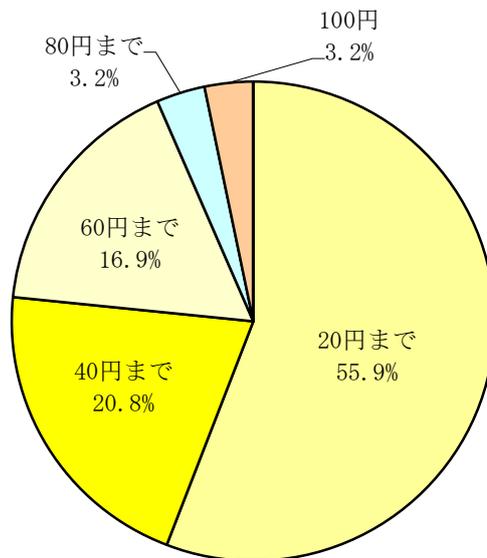
グラフ3 1週間の利用状況



グラフ4 値上げした場合の利用回数
(上限額(490円)に設定している3施設の利用者(285人)の回答)



グラフ5 「同程度利用する」と回答した54.0%(154人)のうち、
値上げ幅の条件



3 公衆浴場入浴料金算定等

(1) 算定の考え方とその金額

考え方：現行統制額に、前回改定時からの物価指数の上昇分を反映

- ・消費者物価指数は以下のとおり。(関連指標抽出)

区分	令和							R5→R7 変動率
	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	
生鮮食品を除く総合	100.2	100.0	99.8	102.1	105.2	107.9	110.6	5.1%
(参考)光熱・水道	102.5	100.0	101.3	116.3	108.5	112.8	117.9	8.6%

○算定金額

$$490 \text{ 円 (現行料金)} \times 1.051 \text{ (物価指数上昇分)} = 515 \text{ 円} \Rightarrow \boxed{520 \text{ 円}}$$

(2) 利用者アンケート結果 (令和7年3～5月実施、回答数 285 人)

(ア) 料金の値上げを実施した場合の利用頻度

(上限額(490円)に設定している3施設の利用者(285人)の回答を抽出)

区分	現在と同程度利用する	利用回数を減らす	分からない・未記入
割合	54.0%	21.8%	24.2%

(イ) 「同程度利用する」と回答した利用者に対し、同程度利用する値上げの許容額

区分	20円まで	40円まで	60円まで	80円まで	100円
割合	55.9%	20.8%	16.9%	3.2%	3.2%

- ・80円までの値上げ(570円)を許容：6.4%
- ・60円までの値上げ(550円)を許容：23.3%
- ・40円までの値上げ(530円)を許容：44.1%

(3) 他県改定状況 (P5参照)

- ・令和5年10月以降に料金を改定したのは全国で21都道府県に及び、全国的に料金改定の動きが見られる。

料金改定を行った都道府県の平均改定額：約50円

(4) 事務局案

- ・(1) のとおり、物価上昇分を反映させた金額は「520 円」であった。
- ・(2) の統制価格(490 円)を入浴料金としている施設利用者アンケート結果においては、値上げをしても現在と同程度利用すると回答した利用者は5割を超えていた。
また、許容している利用者のうち 20 円までの値上げ (510 円) を許容する者は5割を超えていた一方、40 円までの値上げ (530 円) を許容する者は5割を下回った。
- ・(3) のとおり、令和5年10月以降に料金改定があった他自治体の値上げ幅は平均約50 円であった。静岡県よりも統制額が高額な都道府県は、600 円(1 件)、550 円(5 件)、530 円(1 件)、500 円(8 件)であった。
- ・また、中人・小人料金について、P 6にも記載のとおり、中人の最高値は神奈川県
の220 円(次点で200 円の自治体の本県含む12 県)、小人の最高値は本県含む20 県
の100 円であるように、現行料金はいずれも全国トップレベルの設定であり、他自
治体とのバランスを考慮すべきである。あわせて、それぞれの区分の入浴者数が少
ない実態から、料金改定による経営改善効果は大きくないと考えられる。したがっ
て、据え置きとすることが妥当であるとする。

⇒これらを総合的に勘案し、下表のとおり事務局案とする。

【事務局案】

区分	現行統制額	事務局案	備考
大人 (満12歳以上)	490円	520円	30円引上げ
中人 (満6歳以上)	200円	200円	据え置き
小人 (満6歳未満)	100円	100円	据え置き

(参考) 前回改定時(令和5年)の事務局案の考え方で算定した場合は、以下のとおり。

前回考え方：全施設の平均支出額と平均入浴客数から「1人当たりにかかる金額」を算定

○算定結果

$$6,926,884 \text{ 円} \div 12,617 \text{ 人} = 549 \text{ 円/人} \Rightarrow \boxed{550 \text{ 円}}$$

・R6 全施設平均支出額：6,926,884 円、R6 全施設平均入浴者数：12,671 人

(5) 参考

- ・物価統制令においては、統制額は上限料金を超えた受領などを規定するのみであり、統制額以下の支払いなどを禁止するものではない。(昭和41年4月18日付け環衛第5,044号による厚生省環境衛生局環境衛生課長回答)
- ・よって、上限料金である統制額の範囲内であれば、地域の状況を鑑みながら、各施設において入浴料金を決定できることとされている。